

愛媛県薬事審議会条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県薬事審議会条例（昭和38年10月11日条例第30号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第1条 薬事法（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、愛媛県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づき、愛媛県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

愛媛県手数料条例（平成12年3月24日条例第3号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧																																										
<p>別表（第2条、第3条、第7条関係）</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～71 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>72 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</td> <td>薬局開設許可申請手数料</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>73 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</td> <td>薬局開設許可更新申請手数料</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>74～79 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>79の2 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査</td> <td>高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>79の3 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可</td> <td>高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1～71 省略			72 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	29,000円	73 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,000円	74～79 省略			79の2 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	29,000円	79の3 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可	11,000円	<p>別表（第2条、第3条、第7条関係）</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～71 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>72 薬事法（昭和35年法律第145号）第5条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</td> <td>薬局開設許可申請手数料</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>73 薬事法第5条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</td> <td>薬局開設許可更新申請手数料</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>74～79 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1～71 省略			72 薬事法（昭和35年法律第145号）第5条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	29,000円	73 薬事法第5条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,000円	74～79 省略								
事務	名称	金額																																									
1～71 省略																																											
72 薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	29,000円																																									
73 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,000円																																									
74～79 省略																																											
79の2 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	29,000円																																									
79の3 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可	11,000円																																									
事務	名称	金額																																									
1～71 省略																																											
72 薬事法（昭和35年法律第145号）第5条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	29,000円																																									
73 薬事法第5条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,000円																																									
74～79 省略																																											

新				旧			
	<u>業の許可の更新の申請に対する審査</u>	<u>更新申請手数料</u>					
80	薬事法施行令（昭和36年政令第11号） <u>第45条第1項</u> の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、 <u>医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証</u> 又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	2,000円	80	薬事法施行令（昭和36年政令第11号） <u>第3条第1項</u> の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証_____	薬局開設許可証、 <u>医薬品販売業許可証</u> _____	2,000円
					_____又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	
81	薬事法施行令 <u>第46条第1項</u> の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設許可証、 <u>医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証</u> 又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	2,900円	81	薬事法施行令 <u>第4条第1項</u> の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証_____	薬局開設許可証、 <u>医薬品販売業許可証</u> _____	2,900円
					_____又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	
82~113	省略			82~113	省略		